**「長崎市男女共同参画審議会」の概要**

**資料②**

**１　設置根拠**

長崎市男女共同参画推進条例第２１条

**２　設置目的**

男女共同参画の円滑な推進を図るため。

**３　審議事項**

（１）長崎市男女共同参画計画に関する事項

（２）男女共同参画に係る苦情処理について

（３）男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について

○長崎市男女共同参画推進条例（抄）

平成14年９月25日

条例第31号

（設置）

第21条　男女共同参画の円滑な推進を図るため、長崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　第７条第１項に規定する基本計画に関する事項

(2)　第11条第２項に規定する苦情の処理に関する事項

(3)　前２号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項

（組織）

第23条　審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満であつてはならない。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者

(3)　男女共同参画関係団体を代表する者

(4)　教育及び子ども・青少年育成関係団体を代表する者

(5)　産業関係団体を代表する者

(6)　市民活動団体を代表する者

(7)　労働関係団体を代表する者

(8)　報道関係団体を代表する者

(9)　市民

３　市長は、前項第９号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。

（平27条例40・平29条例13・一部改正）

（任期）

第24条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前条第２項第２号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前２項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、２年を超えない期間とすることができる。

（平27条例40・全改、平29条例13・一部改正）

（会長）

第25条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第26条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係人の出席）

第27条　審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第28条　審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

（平20条例45・平23条例20・平27条例56・一部改正）

（運営事項の委任）

第29条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。